

防犯カメラの設置及び運用に 関するガイドライン



北 見 市
(令和3年4月1日)

1. このガイドラインの目的

このガイドラインは、安全で安心な地域づくりのため、町内会等地域の皆さんが防犯カメラを設置するにあたり配慮すべき事項を示したものです。

周辺住民のプライバシーを保護するとともに、適正に防犯カメラを設置・運用していただく手引書として作成しました。



2. 防犯カメラとは

犯罪の予防を目的として、不特定多数の方々を利用する場所に固定し、周辺の状態を継続的に撮影するカメラです。

監視モニター等により常に撮影場所の状態を確認できる「監視カメラ」とは目的や機能は異なります。

3. 防犯カメラの設置にあたり必要なこと

(1) 周辺住民の合意を図りましょう

地域で防犯カメラを設置する際は、その趣旨や目的を周辺住民の皆さんで共有することが大切です。

過去には、防犯カメラ設置後に一部の住民から苦情が相次ぎ、設置した防犯カメラを撤去した事例もあります。

(2) 設置場所や撮影範囲を決めましょう

防犯カメラで設置された画像は、取り扱いによってプライバシーを侵害する恐れがあるため、住宅内部等私的空間が撮影されないよう配慮しなければなりません。設置場所としては町内会等で所有する防犯灯の支柱などがあります。

北見警察署では防犯カメラの設置に関する相談を随時お受けしています。

設置場所や撮影範囲等について、必要に応じ助言します。

◎北見警察署生活安全課

☎0157-24-0110



(3) 防犯カメラを設置している表示の用意

防犯カメラが設置されていることを誰もが認識できるように、撮影範囲内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることと、設置者の名称を表示します。

また、撮影していることを意識させることで、犯罪の抑止にもつながります。

防犯カメラ作動中
設置者 ○○町内会



(4) 管理体制等を決めておきます

防犯カメラを設置するにあたり、画像の適切な取り扱いや、情報漏洩の防止等に配慮し適切に画像を管理するとともに、設置に関する責任の所在を明確にするため管理責任者の指定等を行います。

また、プライバシーに十分配慮した取り扱いをするため、以下に掲げる項目に留意しましょう。

- ・ 撮影された画像を適正に管理すること
- ・ 撮影された画像の利用・提供を制限すること
- ・ 苦情に対して適切に対応すること

4. 防犯カメラの運用にあたり配慮すべきこと

(1) 個人情報の取り扱いに注意しましょう

防犯カメラで撮影した画像で、特定の個人が識別されるものには、個人情報として保護の対象になります。

法律や条例で定められている個人情報保護制度により適切に取り扱わなければなりません。



(2) 画像の適正管理

画像を記録する媒体は、小型化や大容量化など利便性が向上すると同時に、容易に複製や加工ができるようになってきています。

安全に管理するための対策が重要となりますので、画像の不正利用を防止するため、以下の事項に留意しましょう。

- ・ 記録画像の複写や加工は行わない
- ・ 撮影された画像の保存期間（概ね2週間程度）を定める
- ・ 保存期間を経過した画像は速やかに削除する
- ・ 記録媒体を破棄するときは、破砕する等データが読み取れない状態にする
- ・ パソコンで画像を取り扱う場合は、ウイルス対策等を十分に行い、また、インターネット等外部への情報漏洩の防止に関する措置を講じる



(3) 画像の利用や提供

住民のプライバシー保護のため、撮影した画像を設置の目的以外に利用したり、第三者への提供・閲覧させてはいけません。

例外として、次の場合は目的の妥当性を十分検討のうえ、提供して差し支えありません。

- ・ 裁判所が発行する令状に基づく場合
- ・ 法律に基づく捜査機関や弁護士等から照会があった場合
- ・ 警察の任意調査への協力や消防署の火災原因調査等、捜査機関から犯罪や事故の捜査を目的として要請を受けた場合
- ・ 行方不明者の安否確認や、災害発生時の被害状況の情報提供等個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつ必要性認められる場合

(4) 苦情や問い合わせへの対応

防犯カメラに関する苦情や問い合わせがあった場合、相手方の訴えを聞き取り、設置の趣旨や目的を丁寧に説明する等、適切な対応が求められます。

(5) 防犯カメラの運用に関する規程等の作成

ここまで記してきた事項を実践するため、防犯カメラの目的や利用形態に合わせた「きまり」を作成しましょう。



防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン
(令和3年4月作成)

問合せ 北見市市民環境部市民活動課
電 話 0157-25-1105
F A X 0157-25-1016
メール Shiminkatsudo@city.kitami.lg.jp